

平成22年第4回足寄町議会定例会（第1号）

平成22年12月7日（火曜日）

出席議員（15名）

1番 星 孝道君	2番 榊原深雪君
3番 島田政典君	4番 井脇昌美君
5番 木村明雄君	6番 川上初太郎君
7番 熊澤芳潔君	8番 高橋幸雄君
9番 矢野利恵子君	10番 谷口二郎君
11番 後藤次雄君	12番 大久保優君
13番 高道洋子君	14番 菊地一將君
15番 吉田敏男君	

欠席議員（0名）

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	大塚博正君
福祉課長	堀井昭治君
住民課長	櫻井光雄君
経済課長	渡辺俊一君
建設課長	南岡雄二君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	渡邊義一君
農業委員会事務局長	長南和彦君

教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	鈴木泉君

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	根本昌弘君
事務局次長	西東文雄君
総務担当主査	山田弘幸君

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について < P 3 >
- 日程第 2 会期の決定について < P 3 >
- 日程第 3 諸般の報告（議長） < P 3 ~ P 4 >
- 日程第 4 報告第 17号 文教厚生常任委員会所管事務調査報告について < P 4 >
- 日程第 5 議案第 93号 平成 21年度足寄町上下水道事業会計決算認定について（平成 21年度決算審査特別委員会） < P 4 >
- 日程第 6 議案第 94号 平成 21年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について（平成 21年度決算審査特別委員会） < P 4 ~ P 5 >
- 日程第 7 議案第 96号 平成 21年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について（平成 21年度決算審査特別委員会） < P 5 ~ P 6 >
- 日程第 8 議案第 97号 平成 21年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（平成 21年度決算審査特別委員会） < P 6 >
- 日程第 9 議案第 98号 平成 21年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について（平成 21年度決算審査特別委員会） < P 6 >
- 日程第 10 議案第 99号 平成 21年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について（平成 21年度決算審査特別委員会） < P 6 >
- 日程第 11 議案第 100号 平成 21年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（平成 21年度決算審査特別委員会） < P 6 ~ P 7 >
- 日程第 12 議案第 101号 平成 21年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（平成 21年度決算審査特別委員会） < P 7 >
- 日程第 13 議案第 102号 平成 21年度足寄町足寄都市計画足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について（平成 21年度決算審査特別委員会） < P 7 ~ P 8 >
- 日程第 14 議案第 103号 平成 21年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について（平成 21年度決算審査特別委員会） < P 8 >
- 日程第 15 議案第 104号 平成 21年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（平成 21年度決算審査特別委員会） < P 8 >
- 日程第 16 行政報告 < P 8 ~ P 17 >
- 日程第 17 議案第 116号 足寄町地域支援事業条例の一部を改正する条例 < P 17 ~ P 18 >

午前10時00分 開議

開会宣告

議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、平成22年第4回足寄町議会定例会を開会をいたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名

議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第116条の規定によって、13番高道洋子君、14番菊地一将君を指名をいたします。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 昨日開催されました第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日12月7日から17日までの11日間とし、そのうち8日から14日までの7日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日12月7日は、議長の諸般の報告、文教厚生常任委員会の所管事務調査報告を行います。

次に、平成21年度決算審査特別委員会に附託し、閉会中の審査となっておりました議案第93号、議案第94号、議案第96号から議案第104号までの決算認定について審査報告を受け、審議を行います。

続いて、町長から行政報告を受けます。

次に議案第116号は提案説明を受け、質疑を行った後、文教厚生常任委員会に附託し、会期中の審査といたします。

15日は、一般質問などを行います。

16日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議をし、皆様に御報告いたしますので御了承願います。

なお、議案第118号の補正予算は、後日提案説明を受けた後、予算審査特別委員会を設置し会期中の審査とします。

議案第117号の条例改正案と、議案第119号から議案第123号までの補正予算案は後日提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

会期の決定

議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの11日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月17日までの11日間に決定をいたしました。

なお、11日間のうち、8日から14日までの7日間は休会にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、7日間は休会に決定をいたしました。

諸般の報告

議長（吉田敏男君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

報告第17号

議長（吉田敏男君） 日程第4 報告第17号文教厚生常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、報告を終わります。

議案第93号及び議案第94号

議案第96号～議案第104号

議長（吉田敏男君） 日程第5 議案第93号平成21年度足寄町上下水道事業会計決算認定についての件から日程第6 議案第94号平成21年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件までの2点と、日程第7 議案第96号平成21年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第15 議案第104号平成21年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの9件の計11件を一括議題といたします。

本件における委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

これにて、委員長の報告を終わります。

これより、議案第93号平成21年度足寄町上水道事業会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

9番。

9番（矢野利恵子君） 予算の時にも反対したわけですが、この場合の残業手当はそんなに使っていないと、ただ、持ち家手当について、やはり一般の町民の理解を得られない制度ではないか、やはり徐々に人事院の勧告どおりに廃止していくべきではないか。

そのことから、この持ち家手当の部分について反対いたします。

議長（吉田敏男君） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、討論を終わります。

これから、議案第93号平成21年度足寄町上水道事業会計決算認定についての件を採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 起立多数です。

したがって、議案第93号平成21年度足寄町上水道事業会計決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第94号平成21年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

9番。

9番（矢野利恵子君） 国民健康保険の病院事業会計については本当に、残業は幾らでも、人の命にかかわることだから、それについてはいいと思いますけれども、持ち家手当については、やはりだめではないかなと。

30歳で家を建てた場合、定年退職するまで約600万円、やはり、これはまずいのではないか。

人事院では、すぐに廃止するよというのでしたけれども、人事院の勧告のとおり急激にすぐに廃止するのではなく、本当に徐々に、少しずつ減らして廃止していくべきではないかなということから、これについて反対いたします。

議長（吉田敏男君） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで討論を終わります。

これから、議案第94号平成21年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件を採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 起立多数です。

したがって、議案第94号平成21年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件は認定することに決定をいたしました。

これより、議案第96号平成21年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

9番。

9番(矢野利恵子君) 一般会計については3点についてです。

まず、1点目は、38ページのファイリングシステム導入の経費、十勝管内でも芽室と本別と足寄の3町しかやっていない。しかも、帯広市では途中でやめたと。

副町長に聞くと、予算がなくて導入していないというところもあると。では足寄町は予算があるのかということと考えたら、ことしの9月29日水曜日、十勝毎日新聞の管内市町村の健全化判断比率、18%を越えた、つまり、道の許可を得なければ起債を起こせない状況になっているのが5町あって、その中に足寄が入っていると。

こんな経済状況の悪い中で、予算がなくてできないよと言っている町があるファイリングシステムをわざわざやる必要があったのか。これについて。

次に、第2点目、77ページ町づくり交付金事業。

北1条通りについては、4軒分の移転保証と道路の舗装に総額1億5,000万円ぐらいかかっている。こんなにかけて、ちょっと幅が狭い道路だったのを、わざわざ真っすぐ

にする必要があったのか。旧役場があったときならともかく、旧役場がなくなった今、そんなに使われないのにおかしいのではないかと。

そして、南1条通り、余りにもあまりにも唐突に突然あの南1条通りができてきて、信号機もまだついていない、国道沿いの危ない四つ角なのに、信号機をつけてもらうという予定もないまま道路をつくってしまっている。これもみんなおかしいと言っている。

次に、あしよる銀河ホール21地区外構工事だけれども、あの外階段はとても評判が悪いのですよね。

車椅子でトイレにいこうと思ったら、前よりずっと遠くになって使いづらい。また駐車場と階段との間になんか広場があって、そこをずっと歩いて駅まで行かなければならなくなっている。本当に使いづらいという評判を取っている。

次、第3点目、職員費です。職員手当に4億も使っているけれども、残業手当と持ち家手当、残業手当については1位、年間、平成21年度320万円ももらっている。そして、その次309万、293万、279万、211万円と200万円を超した人が前年より1人多くなっている。本当にこれは異常な状態ではないか。

もちろん、持ち家手当にも反対ですけども、この3点、ファイリングシステム導入経費、町づくり交付金事業、職員費、この使い道はおかしいということから、反対いたします。

議長(吉田敏男君) 他に討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで討論を終わります。

これから、議案第96号平成21年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 起立多数です。

したがって、議案第96号平成21年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第97号平成21年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第97号平成21年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第97号平成21年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第98号平成21年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

9番。

9番(矢野利恵子君) これについても持ち家手当ですけれども、やはり職員だけ30歳で家を建てたら退職するまで約600万円近くもらうというそういう制度よりも、町民だれでもこの足寄町で家を新築したら100万円なり200万円なり補助を出す、そういう平等な制度に変えていくべきだ、そういうことから、持ち家に反対いたします。

議長(吉田敏男君) 他に討論はございま

せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、討論を終わります。

これから、議案第98号平成21年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 起立多数です。

したがって、議案第98号平成21年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第99号平成21年度足寄町老人保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第99号平成21年度足寄町老人保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第99号平成21年度足寄町老人保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第100号平成21年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

9番。

9番（矢野利恵子君） またこれも持ち家手当のことについてですけれども、十勝管内どこの町村も毎月1万8,500円、それで6年目から毎月1万6,000円を退職するまで。これを組合の人たちが横の連携を持ってグローバルなんだと、全国と連携しているというふうに自慢していたぐらいですけれども、そうやってみんなで話し合っ、赤信号みんなで渡れば恐くない、そういうような状況をつくるのではなく、青森県では月3,000円ぐらいというところもあると。

やはり、こちらも話し合っ、こういう不平等な制度はなくしていくべきじゃないか、そういうことから、これに反対いたします。

議長（吉田敏男君） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで討論を終わります。

これから、議案第100号平成21年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 起立多数です。

したがって、議案第100号平成21年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第101号平成21年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第101号平成21年度足

寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第101号平成21年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第102号平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

9番。

9番（矢野利恵子君） 土地区画整理事業については、国道の歩道を拡幅を初め、その結果、やはり足寄町を出ていっている人が出ている。

また、立ち退きになって公営住宅に移った人が、公営住宅に移ったから、よかったよかったと思ったら、やはりことし、先月、帯広へ移ってしまった。

この事業は、つまり、空き地と人口減を促進するだけで、決して足寄町のためにはならない。

このことから、この事業費に対して反対いたします。

議長（吉田敏男君） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第102号平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は、認定す

るものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 起立多数です。

したがって、議案第102号平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第103号平成21年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第103号平成21年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第103号平成21年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は認定することに決定をいたしました。

これより議案第104号平成21年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第104号平成21年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は、認定す

るものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第104号平成21年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

行政報告

議長(吉田敏男君) 日程第16 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

町長安久津勝彦君。

町長(安久津勝彦君) 議長のお許しをいただきましたので、12件につきまして行政報告を申し上げます。

まず、足寄町第5次総合計画の平成21年度実績、平成22年度実績見込み及び平成23年度から平成25年度までの3カ年の実施計画について御報告をいたします。

総合計画につきましては、町づくりの基本となる計画であり、各種事業を総合計画の方針に沿って計画的に推進しております。

平成21年度の事業実績は、別冊配付のとおりであります。

土地区画整理事業、銀河ホール21地区整備事業、公営住宅建設事業、公共下水道事業、火葬場整備事業、足寄小学校の改築事業等の大型事業を実施し、さらに、国の平成21年度補正予算により創設された地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用して、町道整備事業、特別養護老人ホーム整備事業、医療機器整備事業、小中学校情報通信技術環境整備事業、プレミアムつき商品券発行支援事業等を実施しております。

また、地域活性化公共投資臨時交付金を活用した足寄中学校屋体改築事業、携帯電話エリア整備事業については、平成22年度に繰り越しをしており、この二つの繰越額が多額

であることから、実績見込みに対する実績の達成率は総事業費で79.95%となっております。

また、平成22年度の実績見込みは別冊配付のとおりであり、平成21年度に引き続き、土地区画整理事業、銀河ホール21地区整備事業、町道整備事業、公共下水道事業、小中学校の耐震化事業等を実施し、さらに、国の平成21年度補正予算により創設された地域活性化、きめ細やかな臨時交付金を活用して町道改修の前倒し、町民センターや地域集会施設の改修などを行っております。

なお、計画に対する事業実績見込みは、平成21年度からの繰越額が多額になったこと等の理由から、総事業費で140.92%となっております。

次に、平成23年度から平成25年度までの3カ年の実施計画につきましては、去る11月24日開催の足寄町総合開発審議会に諮問し審議をいただいた結果、別冊実施計画のとおり答申をいただいたところであります。

概要を申し上げますと、3カ年の合計で総事業費が68億9,579万5,000円となっております。

財源内訳であります。国庫支出金22億2,325万9,000円、道支出金3億1,495万6,000円、地方債19億530万円、その他財源8億868万2,000円、一般財源16億4,359万8,000円となっております。

主な事業といたしましては、土地区画整理事業として9億9,254万3,000円、町づくり交付金事業として1億300万円、豊栄橋橋梁工事として3億8,184万円、公営住宅建設事業の仮称新団地建設工事として3億1,798万9,000円、公共下水道事業として4億400万円、足寄中学校校舎躯体改築事業として10億5,275万4,000円、パークゴルフ場整備事業として6,300万円、その他、町道整備や福祉、医療、教育の充実、農林業や商工業の振興策などを計画しております。

国、地方ともに厳しい財政状況が続いており、今後におきましても、一層、行財政の簡素、効率化を推し進め、状況を的確に見極めながら計画を進めていかなければならないものと考えておりますので、町民の皆様の御理解と議会の皆様の御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、ふるさと銀河線代替バス対策についての件でございます。

平成18年4月に廃止となったふるさと銀河線の代替バスである十勝バス帯広陸別線は、現在、平日往復9便、土曜、日曜、祝日には往復7便が運行されておりますが、沿線上の過疎化と少子高齢化の進行により赤字運行を余儀なくされ、国のバス運行対策費補助金及び北海道の生活交通路線維持対策事業費補助金の交付を受け、運行体制を維持してきました。

昨年夏のバス事業者による収支5カ年予測におきましては、平成23年度以降に運送収入の減少などにより赤字分が国、道の補助金限度額を上回り、沿線市町の負担が発生する見通しが示され、十勝地域生活交通確保対策協議会及び帯広陸別線沿線自治体ブロック会議においてその対応について協議を行い、仮に平成22年度に沿線負担が発生した場合においても、現行の運行体制を維持することで沿線6市町の合意形成を図ってきたところであります。

今般、バス事業者の平成22年度期、平成21年10月から平成22年9月の決算が明らかとなり、平成22年度期の赤字額が国、道の補助限度額を上回り、沿線市町の負担が発生することが確定いたしました。

なお、本年度の沿線市町の負担額の80%につきましては、特別交付税で措置されることとなっております。

また、平成22年度期の決算をもとにした平成23年度以降の運行予測につきましては、国、道の補助金カット基準である平均乗車密度5人を下回り、今年度以上の大幅な負担が発生することも想定されております。

本町においては、通学定期差額補助を行い、帯広陸別線の利用促進に努めてきたところですが、今後につきましても、過疎地域における公共交通機関は町民生活に欠くことのできない生活基盤でありますことから、関係機関及び沿線市町と連携を図り、町民の皆様及び議会の皆様の御理解と御協力も賜りながら、生活交通路線の確保に向け努力してまいり所存であります。

なお、所用とする経費につきましては、今定例会に補正予算として提案しておりますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

次に、地上デジタル放送の難視地区対策についてでございます。

町内の地上デジタル放送の難視地区対策につきましては、本年7月26日開催の第4回臨時会において、芽登、喜登牛地区、及び稲牛地区の無線共聴施設の整備費と町内全域の難視地区調査、各難視地区に最適な対応方法とその概算費用の積算にかかわる調査委託の関係予算を計上させていただきましたが、このたび、町内全域の難視地区の調査と共聴施設を整備する場合の概算事業費の積算が終了し、その調査結果に基づき、総務省北海道総合通信局と今後の難視地区について協議を行いましたので、その内容について御報告をいたします。

町内で難視と考えられる世帯は、現時点で約330世帯と見込まれ、そのうち本年度に完了予定の芽登、喜登牛地区及び稲牛地区の共聴施設の整備により約90世帯の難視が解消されることから、差し引き、約240世帯の対策が必要な状況であります。

約240の難視世帯のうち、家屋の連なりぐあい、周辺地形、受信可能地点からの伝送路施設距離等の要素を総合的に勘案し、受信点が近傍にあり隣家までの距離が短い世帯をグループ化して、約220世帯を20のグループに分けました。

この20のグループについて共聴施設の整備方法を検討したところ、世帯間の距離、地

形、電波を遮断する障害物、整備費用等の関係から無線共聴方式が適しているグループが3、有線共聴方式が適しているグループが17となりました。

また、受信点が遠方にあつて隣家まで距離があることからグループ化できなかった約20世帯は、個別衛星放送受信方式が妥当という結果になりました。

共聴施設の整備が適している20グループすべてを整備した場合の総事業費は、おおよそ10億5,800万円で、3分の2の国庫補助があることから、残りの約3億5,300万円が町負担となり、その全額を過疎債で賄う必要があります。

これらの結果から、総事業費が非常に多額であり、また、1世帯当たりの整備費用も最低で160万円、最高で1,600万円と非常に高額になることから、暫定的に衛星放送によりNHKの2波と日本テレビ、TBS、フジテレビジョン、テレビ朝日の民放キー局の地上デジタル放送を視聴していただき、暫定衛星放送が終了する平成27年3月末までに、国、放送事業者、自治体で協力して抜本的な対策を講じることが最適であるという結論になりました。

高性能アンテナを裏山等に設置することで地上デジタル放送が視聴可能になると見込まれる世帯もありますが、高性能アンテナ対策を受けると、その後のアンテナやケーブル等の維持管理経費が自己負担となることや、国の補助により有線共聴施設が整備されることになっても、その有線共聴施設の利用ができなくなる等の制約があることから、まずは暫定衛星放送で視聴していただき、時間をかけて抜本的対策の検討を進めるべきとの判断をいたしました。

今後、町と総務省北海道総合通信局により、暫定衛星放送で視聴いただく地区の特定を行った後、総務省の委託を受けた事業者が難視世帯と見込まれる世帯一軒一軒を訪問し、テレビに受信状況や受信設備を確認して衛星放送設備の設置が必要な世帯にあつて

は、BSアンテナ設備やBSデジタルチューナー等を無料で設置し、暫定衛星放送により地上デジタル放送が視聴可能となるような対応を来年3月までを目標に進める予定となっております。

なお、BSデジタルチューナーがない世帯へのチューナーの無償配付は1台限りですが、暫定衛星放送を視聴するためのカードは1世帯3枚まで交付されます。

すべての国民がテレビ放送を視聴可能とすることは、国及び放送事業者の責務であり、地上デジタル放送の難視地区対策も、当然、国等が責任を持って対応すべきものであります。

引き続き、国、放送事業者に難視地区対策の充実を要望してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

次に、十勝圏の定住自立圏構想についてでございます。

総務省は、我が国においては、今後、総人口の減少及び少子化、高齢化の進行が見込まれ、特に地方圏で大幅な人口減少と急速な少子化、高齢化が見込まれるとして、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、人口の流出を防ぐことをねらいとし、平成20年度に定住自立圏構想推進要綱を制定し、平成21年度から全国展開をしているところであります。

定住自立圏構想は、人口4万人を超える中心市の都市機能と、周辺町村の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用してNPOや企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携協力することにより、地域住民の命と暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進するものであります。

十勝にあっては、帯広市を中心として、十勝町村会、十勝圏複合事務組合、十勝総合振興局から成る十勝公益連携推進検討会議に定住自立圏構想部会を設置し、昨年12月から5回の部会が開催され、十勝として連携可

能と思われる事業を選定し、部会報告がなされたところであります。

この報告を受け、11月26日に開催された十勝市町村長会議において、合意形成から協定締結に向けた作業までは、オール十勝で進めることが確認されました。

部会の報告書につきましては、別冊で配付させていただいておりますので、御参照願います。

今後、帯広市による中心市宣言が行われ、連携可能な町村と1対1の定住自立圏形成協定を結び具体的な推進に入ることとなりますが、本町においても、今後、協定締結に向けた具体的な協議、検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、十勝圏の定住自立圏構想についての御報告といたします。

次に、地域活性化交付金等についてでございます。

地域活性化交付金は、平成22年10月8日に閣議決定された円高デフレ対応のための緊急総合経済対策の中で、地域の目線に立った支援の拡充を図るために創設されました。

内容としては、観光地における電線地中化等、地域の活性化ニーズに応じてきめ細やかな事業を実施できるよう、きめ細やかな交付金とこれまで住民生活にとって大事な分野でありながら光が十分に当てられてこなかった地方消費者行政、DV対策、自殺予防等の弱者対策、自立支援等に対する地方の取り組みを支援する住民生活に光を注ぐ交付金の二つの交付金となっております。

また、この円高デフレ対応のための緊急総合経済対策では、地方交付税の追加配分も行われ、地域活性化交付金3,500億円と地方交付税の追加交付金3,000億円にかかわる国の平成22年度補正予算が11月26日に成立しております。

地域活性化交付金の要項は、現在、国で検討中とのことで、詳細については未定ではありますが、円高デフレ対応のための緊急総合経済対策の閣議決定日である10月8日以降

に予算計上された地方の実勢に基づく地域活性化に実施する事業が交付対象になるものと考えられます。

交付要綱が決定されてから交付申請までの事務スケジュールが非常に短期間になると見込まれており、現在、申請事業の事前検討を進めております。

なお、本町への交付限度額見込みは、きめ細やかな交付金が1億1,110万9,000円、住民生活に光を注ぐ交付金が1,166万5,000円、地方交付税交付金の追加交付基準額が5,241万6,000円となっております。

本定例会において、旧法務局足寄出張所土地建物購入費、プレミアムつき商品券発行支援事業及びあしよる銀河ホール21改修事業等にかかわる補正予算を提案しておりますが、これらの事業の財源を地域活性化交付金に組み替えることも検討しており、国の要項や各交付金の金額確定後に改めて補正予算を提案させていただく予定でありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、役場駐車場用地の取得等についてでございます。

役場駐車場用地の取得等について、御報告をいたします。

役場庁舎周辺用地については、平成9年度から平成10年度に役場建設用地として土地開発基金で8,604.39平方メートルを先行取得し、その後、平成11年度から平成13年度に町道及び公園用地として、平成18年度に庁舎用地として、それぞれ一般会計で買い戻しをし、現在は土地開発基金において、2,260.82平方メートルを保有しております。

この用地は、役場駐車場が狭隘のため暫定駐車場として利用している現状にあり、現在は他の公共施設等の建設計画もないことから、改良舗装を行って恒久的な駐車場として整備を図るべく、一般会計で取得をすることいたしました。

取得価格は、用地取得額に取得時からこの間の利息相当額を加えた1億6,916万1,505円で、今定例会に補正予算として提案させていただきましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

なお、町なか資源を活用し地域住民が楽しく、安心して暮らすことができ、また、町なかで多くの人々の交流が生まれるような町づくりを目指し、今後の事業展開が幅広くできるよう、別紙図面3カ所の用地を土地開発基金で先行取得する予定であります。

一般会計での取得については、来年度以降に社会資本整備総合交付金事業の導入を検討しているところであります。

土地取得価格は、約8,250万円を予定しており、取得額が確定後、速やかに土地開発基金の額を圧縮する条例改正を議会に提案する予定でありますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、医療と介護、保険、福祉の連携システム構築に向けた進捗状況についてでございます。

将来における足寄町の人口推計において、人口の減少に反比例して高齢化率の増大が見込まれる中、要介護者等の増加に対応し、すべての町民が安心して暮らせる町づくりに向け、本年度の重点施策として進めてきた医療と介護、保険、福祉の連携システム構築について、現在の取り組みの進行状況を報告をいたします。

本町の10月末、住民基本台帳人口7,850人のうち、65歳以上の高齢者は2,599人、33.1%で、そのうち75歳以上の高齢者は1,417人、18.1%の状況にあります。

15年後の平成37年度推計人口においては、5,954人に激減し、65歳以上高齢者数が2,657人44.6%、そのうち、75歳以上のいわゆる団塊の世代以上と言われる高齢者数は1,727人、29%に増加し、それに伴い、要介護状態になると見込まれる高齢者が相当数に増加していくことが推

測されております。

このような町の将来に向け、すべての町民が安心して暮らせる町を目指す新たな町づくりを行うため、本年度、福祉課に専門職を配置し、将来の町づくりに向けた調査研究を行い、連携システムの構築づくりをしてまいりました。

将来の町づくりに向けては、生産人口の減少に伴う税収等の減収と、高齢者や要介護者の増大に伴う医療費や国民健康保険税、介護保険料の負担増という相反する大きな課題を背景に、町民にとって最も安心できる社会環境を整備していくことが求められます。

これらの課題の解決には、町民の健康を維持し、家族を含めた医療や介護に負担を減らしていくことが必要であると考えております。

特に介護保険においては、従来からの施設偏重による対応では、介護保険制度が疲弊し、町民の負担と不安が増大していくことは明白であり、町民や介護保険に負担の少ない在宅介護を中心とした家族や地域がともに安心して暮らせる社会を構築していくことが急務であると考えております。

また、医療環境の面では、町内に必要と想定される適切な病床数の確保と今以上の予防医療を進め、いわゆる社会的入院をなくし在宅での療養を中心としながら、必要なときに適切な施設等の利用ができる環境を整えていくことが適正な医療費や保険制度の安定につながっていくものと考えます。

現状では、医療法人社団三意会我妻病院に依存している介護療養病床30床については、国の介護療養病床再編計画において平成24年3月末までに療養病床を廃止するとされておりました。

しかし、本年9月に厚生労働大臣より予定どおりの廃止は困難と表明されたのを機に、当面の間、介護療養病床は維持されることになりましたが、廃止時期が先送りされたにすぎず、早急に解決策を見出していかなければなりません。

そのためにも、将来の町における医療、介護等のあるべき姿の構築に向け、町と介護療養病床を持つ我妻病院との間で共同した協議を行ってまいりました。

協議の内容としては、町の構想の骨格としている在宅生活を支えるシステムの構築を基本とした町内に必要とする急性期の病床数、急性期を過ぎ退院時期にありながら医療的ケアが必要で退院ができない高齢者や、社会的入院患者の受け皿となる慢性期病床や新型老人保険施設の整備、在宅療養を支援する診療所等、在宅要介護者等の支援に向けた24時間の訪問介護、認知症の対策、慢性期にある入院患者や各種サービスを必要とする高齢者の介護度等に合わせて、町内各施設等がその機能を十分に発揮できるような入所者等の円滑な施設間での循環を可能とさせる公設民営を問わず、一元的に入所調整を行う仮称ソーシャルワークセンターの設置、町なかに高齢者用の住宅や医療的ケアを必要とする高齢者や在宅療養者を介護している家族介護者の仕事と介護の両立を支えるために、疲労回復等、レスパイトを目的とした短期宿泊施設等の整備、介護サービス現場の就労者確保と働きやすい職場環境、社会環境の整備、町民の安心につなげる町民意識の情勢などの必要性について忌憚のない協議を行い、我妻病院から町の構想、概略についての同意が得られました。

特に、慢性期病床や新型老人保険施設等の必要性については、国保病院と我妻病院との機能分担に向けた基本的な合意が得られました。

現在は、我妻病院の病床転換等に伴う現有施設の改修や、今後の運営に向け相当額の収益減収が見込まれること等を考慮し、町としての一定の財政支援のあり方等を含めた具体的な整備方法と、町民本意を根底にした特養待機者ゼロの町を目指す将来の町づくりの推進に向け、協議を進めている途上にあります。

また、これらの構想の具現化に向けて、北

海道、北海道厚生局、厚生労働省等に各種の助言等を求めている最中にあり、厚生労働省の多様な部署との協議の中では、足寄町の考える高齢者と家族を支えるシステムの概略構想は、国の考える方向性と基本的には同様であり、さらに、民間事業所等と一体となつての地域全体で支える仕組みづくりにおいては、国内的にも例がなく他自治体に類を見ない画期的な試みであるとの良好な感触を得ているところであります。

さらに、国にあっては、現在、平成24年度介護保険制度の改正に向けて検討中であり、最終目標を在宅を中心とする住みなれた地域で尊厳と個別性が尊重された生活を継続できる社会環境の整備とする、24時間地域巡回型訪問サービスのあり方検討会の中間報告が厚生労働省老健局から10月26日に公表され、平成23年1月下旬をめどに最終報告がなされる計画にあります。足寄町の構想も、基本的に国の中間報告と同様の方向性にあると考えます。

町福祉課においても、人口の減少と長寿社会の中で、町民が本質的に求めている社会を追究し、医療と介護、保険、福祉の連携が円滑かつ有効に運用できるシステムの構築に向けて、特養、子供センター職員を含めた全職員による五つのプロジェクトに分けた協議を開始しており、さまざまな福祉行政の分野で体感する困難事例をもとに、改善方策について精力的な検討を行っている最中にあります。

今後、具体的な計画策定ができ次第、改めて報告させていただくとともに、すぐに取り組みの必要なもの、各種計画との整合性を要するもの等を整理し、必要とされる経費等については、その都度、必要予算の御提案をさせていただき、議会の皆様や町民の皆様の理解を求めていく考えにあります。

なお、別紙に医療と介護、保険、福祉の連携システムの概念図を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上、現在の進捗状況と取り組み状況につ

いて御理解を賜りますようお願い申し上げ、報告いたします。

次に、足寄町地域支援事業の見直しについてでございます。

介護保険法第115条の44の規定に基づく足寄町地域支援事業の見直しについて、御報告をいたします。

町では、高齢者が要介護状態等になることへの予防と、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活が営めるよう地域支援事業条例を制定し、高齢者の保健福祉の増進に努めております。

現在、町内で障がい者、高齢者等への各種福祉サービスを展開しているNPO法人ママサポートえぷろんにおいて、平成23年1月から介護保険法第42条の規定に基づく定員を10名とする基準該当介護予防通所介護事業所の開設を予定しており、旭町の旧デイホームひなたぼっこを改修しているところであります。

事業内容は、介護認定区分が要支援1及び2にある高齢者等を対象とした介護予防事業となっており、今後、要支援と認定されている高齢者等に対する介護予防事業の効果を期待しているところであります。

当町における高齢化率が33%を超える状況の中、町民がいつまでも自立して元気に暮らせる町づくりを進めるためには、介護予防等の効果により身体状況が改善し、介護認定区分が非該当となった場合においても、再度の要介護状態になることを少しでも遅らせるため、介護認定まで至らない高齢者に対しても継続した介護予防サービスを行っていくことは非常に有効な手段であると考えております。

そのため、NPO法人と協議を行う中で、足寄町地域支援事業条例の見直しにより、介護予防の視点から介護予防サービスを継続することが望ましいと判断される方々に対する支援を行っていくことといたしました。

足寄町地域支援事業の見直しの概要といた

しましては、新たな事業として、事業の種類に通所型介護予防事業を追加し、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる高齢者に対して、介護保険法の基準外介護予防事業を行うものであり、基準該当介護予防通所介護事業の利用登録者数の推移を見ながら、新年度以降において定員の余裕の範囲内で介護予防に向けた支援を行っていく考えであります。

この見直しに伴う足寄町地域支援事業条例の一部改正について今定例会に提案をしておりますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

次に、認知症高齢者グループホームに対するスプリンクラー等の設備設置費用の助成についてでございます。

NPO法人ママサポートえぶろんが運営する認知症高齢者グループホームうらら花に対するスプリンクラー等の設備設置費用の助成について報告をいたします。

本年3月に、札幌市の認知症高齢者グループホームで火災があり、入所者7人が亡くなる痛ましい事故が発生しました。

この施設は、消防法でスプリンクラー設置が義務づけられている基準以下の面積、延べ床面積275平米未満であったことから、スプリンクラーの設置が無く、このことが被害を拡大させた一つの要因と指摘されております。

一方、足寄町においても、NPO法人が運営する認知症高齢者グループホームが1カ所ありますが、今回火災のありました施設と同様に、消防法で定める基準以下の面積であること、また、高額な設置費用に対しての補助金等がなく全額自己負担での設置は困難なことから、スプリンクラー等については未整備となっております。

しかし、札幌市での事故を教訓に、本年9月に国の平成22年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の第三次協議による先進的事業整備として、延べ床面積275平米未満の認知症高齢者グループホームに対するス

プリンクラー等の整備が新たに交付金の対象となり、NPO法人との協議及び国への申請の結果、10月29日づけで交付決定の内示があったことから、本町にある施設においても、当該交付金の活用によりスプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の整備を行い、認知症高齢者グループホームに居住されている高齢者等の方々の安全と安心を守っていくことといたしました。

認知症高齢者グループホームでの安全・安心な生活を守るためには、防火設備の整備とともに地域との連携が重要なものと考えており、今後は、地域自治会の御協力をいただきながら避難訓練を行う等、認知症高齢者グループホームがより一層地域との連携を図ることができるよう、十分な指導を行っていく考えにあります。

今定例会において当該交付金の補正予算を提案しておりますが、交付金を充当した残りの整備費についても、町が単独で助成を行うこととし、補助金の補正予算をお願いしておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

次に、国道241、242号足寄町郊南交差点改良及び学校の沢川河川切り替え工事等の現状についてでございます。

帯広開発建設部足寄道路事務所が施工しております郊南交差点改良及び普通河川、学校の沢川の切り替え工事の進捗状況について、御報告いたします。

まず、郊南交差点部の国道改良工事については、昨年度から着手されておりましたが、国道241号の中央分離帯設置、242号足寄市街側（右折車線含む）の交差点部改良工事及び上土幌方面（国道241号）、本別町方面（国道242号）の通行車線整備が、このたび河川管理施設（擦り付け区間）の一部を残し完了しました。

なお、現在施工中である足寄寺付近の縦断

管、ホクレンスタンド付近の歩道路盤工事及び郊南交差点改良工事と接続する歩道（郊南交差点から足寄側パチンコ・オアシス付近）の工事完了は、平成22年度末になる予定との報告を受けております。

次に、学校の沢川河川切り替え工事は、7月29日に国道横断工（ボックスカルバート）を施工するための矢板による土留め工を開始し、仮道により国道交通の切り替えを行いながら、上流側・下流側、2回に分割した施工を行い、11月26日に旧河川から新河川（424.9メートル）への切り替えが完了いたしました。

新学校の沢川の構造は、上流足寄市街側の約220メートルは、下幅2.5メートル、上幅7.3メートル、深さ1.6メートルの素堀断面であり、下流側の150メートルは、下幅2.5メートル、上幅6メートル、深さ1.5から3メートルのかごマット護岸であります。

これにより、長年の懸案でありました郊南交差点改良工事及び旧銀河線用地を活用しての学校の沢川河川切り替え工事の両工事が完了いたすことになりました。

また、平成23年度以降の工事内容としては、帯広開発建設部足寄道路事務所から次のとおり報告を受けております。

国道242号の北4条から北6条、道東コンクリート株式会社から足寄橋公園間の延長600メートルの車、歩道表層舗装、南7条、パチンコ・オアシスからセイコーマート足寄店間の延長410メートルの歩道表層舗装につきましては、平成23年度の工事となります。

既設の植樹樹における植樹、北6条から南7条間の173カ所については、樹種の選定等が決定次第、平成23年度から計画的に整備されます。

ベンチの設置、北1条1丁目から南3条1丁目間の8カ所については、引き続き検討するとのこととあります。

町としても、国道拡幅工事等の円滑な事業

展開に向けて、引き続き、帯広開発建設部足寄道路事務所との連携強化を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

次に、町道等の除排雪に伴う最低補償額制度の導入についてでございます。

除排雪の主な担い手である建設業者は、社会経済情勢の変化に伴う公共工事の縮減や長引く経済不況などにより、経営体力の低下などの課題を抱えており、雪対策事業に対して十分な協力体制が図られていない状況にあります。

加えて、ダンプトラックの減少や老朽化した除雪機械の更新ができない状況も続いていることから、今後においても、担い手不足やダンプトラック、除雪機械の確保が困難となることが懸念されます。

道路管理延長の増加及び降雪量によって、除排雪作業の実働回数等が大きく変動している中、本町においては、除雪機械や人手不足を補うため、平成13年度から市街地内の町道の一部路線及び公共施設駐車場について除雪業務委託を実施しておりますが、委託先では冬期間の業務実施に当たり、除雪作業員の確保に伴う労務費や除雪機械の管理経費を負担しており、降雪量等の気象条件により、実働回数や実働時間が少ない場合には、委託先が負担する実行経費と委託料との間に格差が生じていることから、不均衡の是正が求められております。

今後、安定的な除排雪事業の実現を目指し、また、除雪経費の一部について、道路事業補助金、地域活力基盤創造交付金が適用となることから、北海道除排雪委託業務待機保証制度に準じて、委託料の最低保証額制度、除排雪作業に当たり作業員を待機させ拘束することから、労務費について一定の日数分を保証するものを設け、除排雪事業にかかわる協力体制の強化と継続化を図りたいと考えております。

なお、最低保証額制度の導入に伴う費用に

つきましては、今定例会に歳入補正予算96万円及び歳出補正予算166万5,000円を提案しておりますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げ、報告といたします。

次に、国民健康保険病院の診療体制についてでございます。

国民健康保険病院の医師体制につきましては、現在、常勤医師、内科1名、外科2名により診療を行っておりますが、このたび、関克典副院長（外科）及び古賀正和医長（外科）から諸般の事情により、来年3月31日をもって退職したいとの意向が示されたところであります。

このことを受け、先般、道内大学病院及び北海道地域医療振興財団に対し医師派遣要請を行い、さらに、全国自治体病院協議会及び当院ホームページにおいて、外科医師、内科医師の募集を行っているところでございますが、今後も後任の医師確保に向け、引き続き鋭意努力をしております。

次に、専門外来の診療体制についてですが、消化器内科外来につきましては、これまで旭川医科大学病院第三内科から月1回の派遣をいただいておりますが、医局内の医師不足の状況から9月で派遣が中止となり、かわって10月より月1回、帯広第一病院から消化器内科の医師派遣を受け診療を行っております。

なお、消化器内科外来につきましては、現在、月2回の診療日を確保するための協議を進めているところであります。

整形外科外来につきましては、これまで帯広の伊賀整形外科医院の伊賀進院長により、6月までは週1回、7月からは週2回の午後診療としておりましたが、9月末で伊賀整形外科医院を閉院されたこともあり、当院での整形外科診療を10月から週3回に増やしていただけることになりました。

このほかにも、帯広開西病院から月2回の医師の派遣を受け予約診療を行っており、整形外科外来の充実を図ったところであります。

以上、国民健康保険病院の現状についての御報告といたしますので、御理解賜りたくよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、行政報告を終わります。

議案第116号

議長（吉田敏男君） 日程17 議案第116号足寄町地域支援事業条例の一部を改正する条例の件を議題をいたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長堀井昭治君。

福祉課長（堀井昭治君） ただいま議題となりました議案第116号足寄町地域支援事業条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明いたします。

この条例の改正理由につきましては、さきに町長行政報告を行っておりますが、要介護認定の判定を受けている方々が介護予防事業等の効果による身体状況の改善の結果、介護認定区分が非該当となった場合でも、引き続き介護予防事業を継続して行くことで、及び要介護状態に戻ることを少しでもおくらせることができ、住みなれた家や地域で元気な生活が過ごせ、さらに御家族の安心にもつながることから、足寄町地域支援事業条例の種類に、介護保険法第115条の44に基づく基準外介護予防事業として通所型介護予防事業を追加し、要介護認定区分が非該当にある高齢者の方々に対する介護予防事業の継続支援を行っていくため、足寄町条例の一部改正をお願いするものであります。

次に、改正内容について御説明いたします。

足寄町地域支援事業条例の一部を改正する条例。

足寄町地域支援事業条例、平成18年条例第46号の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）通所型介護予防事業、第3条第3号

の次に次の1号を加える。

(4) 通所型介護予防事業。ア、事業の内容。町が適切と認める場所において実施する。利用者個々の状況に応じた運動機能向上訓練等のサービスを提供する事業。

イ、事業の対象者。要介護状態となるおそれの高い状態にあると認められる高齢者。

第5条第3号の次に、次の1号を加える。

(4) 第2条第4号の事業、一日600円。

附則。この条例は、平成23年4月1日から施行する、としております。

以上で、提案理由の御説明を終わります。

なお、右欄に新旧対照表を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第116号足寄町地域支援事業条例の一部を改正する条例の件は、文教厚生常任委員会に附託し、会期中の審査とすることにしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第116号足寄町地域支援事業条例の一部を改正する条例の件は、文教厚生常任委員会に附託することに決定をいたしました。

なお、本件は、会期中の休会中に審査の上、報告をお願いいたします。

以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、12月15日午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまです。

午前11時23分 散会